

八王子市子ども・子育て支援審議会

第9回 事業部会（学童保育所）

配付資料

（平成26年6月26日）

- 設備・運営基準等についての中間答申（案）――― 1
- 利用者負担額について中間答申（案）――― 5
- 放課後対策の総合的な推進について――― 9

別 添

- パブリックコメント これまでに寄せられた意見―― 12

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う設備・運営基準等について 中間答申（案）

1 児童福祉施設の設備及び運営の基準について

○本来、児童福祉施設の設備及び運営の基準については、中核市移行に伴い条例制定する基準であるが、この児童福祉施設のうち保育所に関する基準については、新制度施行に伴い制定・改正する条例と密接に関連するとともに、基本となる基準であるため、審議を重ねてきたところである。

（１）助産施設

①国基準どおりとする。

（２）母子生活支援施設

①国基準どおりとする。

（３）保育所

①乳児室の面積は、国基準では、乳児１人につき 1.65 m^2 以上と定められているところであるが、都条例と同様に 3.3 m^2 以上とし、保育の質を維持・向上していただきたい。

②満２歳以上の幼児を入所させる保育所については、国基準には定められていないが、都条例と同様に「医務室」を設けることとし、保育の質を維持・向上していただきたい。

③３歳以上の幼児に対する食事の提供については、保育所外で調理し搬入する方法により行うことができることとされているが、自園調理により、アレルギー対策や食育の推進などきめ細かい対応により引き続き食の安全安心を確保していただきたい。

④保育士の数は、保育士１人が受け持つ幼児数を少なくすることで、保育の質を向上していただきたい。

⑤保育所職員の保育に関する専門性を活用し、地域の実情に応じた子育て支援事業を行っていただきたい。

2 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準について

①保育士の数は、保育士１人が受け持つ幼児数を少なくすることで、保育の質を向上していただきたい。（保育所と同様）

②３歳以上の幼児に対する食事の提供については、保育所外で調理し搬入する方法により行うことができることとされているが、自園調理により、アレルギー対策や食育の推進などきめ細かい対応により引き続き食の安全安心を確保していただきたい。

（保育所と同様）

- ③乳児室の面積は、国基準では、乳児1人につき1.65㎡以上と定められているところであるが、都条例と同様に3.3㎡以上とし、保育の質を維持・向上していただきたい。
(保育所と同様)

3 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について

- ①幼児に対する食事の提供については、事業所外で調理し搬入する方法により行うことができることとされているが、自園調理により、アレルギー対策や食育の推進などきめ細かい対応により引き続き食の安全安心を確保していただきたい。(保育所と同様)
- ②保育士の数は、保育士1人が受け持つ幼児数を少なくすることで、保育の質を向上していただきたい。(保育所と同様)
- また、小規模保育事業B型については、認証保育所からの移行を想定し、保育従事者のうち保育士の割合を認証保育所と同程度にし、保育の質を維持・向上していただきたい。
- ③【事業所内保育事業】乳児室の面積は、国基準では、乳児1人につき1.65㎡以上と定められているところであるが、都条例と同様に3.3㎡以上とし、保育の質を維持・向上していただきたい。(保育所と同様)
- ④【事業所内保育事業】満2歳以上の幼児を入所させる保育所については、国基準には定められていないが、都条例と同様に「医務室」を設けることとし、保育の質を維持・向上していただきたい。(保育所と同様)

4 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準について

- ①国基準どおりとする。

5 保育の必要性の認定基準について

- ①事由については、ほぼ国基準どおりに既に運用されているので、引き続き保育の必要性の認定基準として、客観性、透明性を確保して運用していただきたい。

6 放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準について

審議経過

- 放課後児童健全育成事業(学童保育所事業)の設備及び運営の基準について国は、学童保育所の質の確保と事業内容の向上を目指し、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が平成25年12月25日にまとめた報告書では、集団の規模はおおむね40人、職員を2人以上配置するなどの基準が示されている。
- こうしたことから、審議会の事業部会では、国の報告書の基準を例に、本市が実施している学童保育所事業を中心に、その設備及び運営基準について審議を重ねてきたところである。
- 平成27年度以降、学童保育所事業の量の拡充と質の改善を図るため、国の定める基準を踏まえて、本市の実情に応じた基準を定め、児童の健全育成の促進に寄与するべく対応されたい。
- また、法改正により、小学校6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたが、児童の放課後の居場所は、保育支援や学習、遊び体験等のニーズに応じて、学童保育所、放課後子ども教室、児童館等、児童にとって相応しい場所でより一層の自立と成長が促されるよう総合的な放課後児童対策を推進していくことが求められている。

(1) 従事する者

- ①職員の確保については、資質を備えた指導員の確保を優先すべきである。
- ②障害児保育等必要な知識、技能を向上させるための研修を受けさせたり、他事業の職員と交流することで、必要な知識の向上を図られたい。
- ③支援の単位当たり2名を配置し、そのうち1名は放課後児童支援員を配置すること。放課後児童支援員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条「児童の遊びを指導する者」とする。補助員は、原則放課後児童支援員の有する資格を持つ者であることが望ましい。
- ④市立学童保育所においては、20人から40人の施設については、職員1名を加算して現行の職員数と同じとし、保育の維持・向上していただきたい。

(2) 支援の単位（施設規模ではなく、児童を指導する集団規模）

- ①支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

(3) 施設・整備

- ①事業の専用スペースの面積は、児童1人あたり1.65㎡以上とする。ただし、待機児が発生する施設は、1.11㎡以上とする。
- ②体調が悪い時などに休息できる静養スペースを確保する。
- ③生活スペースにおいては、学年や男女への配慮を行う。また、必要に応じて間仕切り等で区切るなど、適切な環境を整えること。

(4) 開所日数、開所時間

- ①開所日数は、原則、一年につき250日以上とする。開所時間は、小学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上とする。
- ②利用者のニーズに応じて延長保育を行うよう努めること。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う利用者負担額について 中間答申（案）

1 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用者負担について

（1）概要

- 子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設等の利用者負担については、法律上、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市が定めるものである。
- 具体的には、「保育認定を受けた子どもの利用者負担額」（保育所部分・地域型保育事業含む）及び「教育認定を受けた子どもの利用者負担額」（幼稚園部分）を定めることとなる。
- 事業者を支払う施設型給付費（運営費補助）については、「公定価格－利用者負担額」とされており、特に現行の幼稚園においては、市が定める利用者負担額が、新制度に移行するかしないかの判断材料の一つとなる。
- また、利用者（保護者）においても利用申込みをする際の判断材料の一つとなるものであるため、事業者及び利用者（保護者）に対して事前に周知することで、新制度の施行に向けた円滑な移行を進めていただきたい。

（2）利用者負担額の考え方

利用者負担額の設定については、次の視点に基づき定めていただきたい。

●保育認定を受けた子どもの利用者負担額（保育所部分・地域型保育事業含む）

- ① 標準時間と短時間の2つの区分設定
- ② 保育所以外の施設・事業所は直接徴収となるので階層区分は一定程度単純化
- ③ 低所得世帯の負担軽減を拡充
- ④ 3歳以上で負担割合が低くなっている階層を適正化
- ⑤ 国基準の第8階層に対応する階層の新設（高所得世帯の負担見直し）
- ⑥ 負担増となる階層については一定の激変緩和措置（経過措置）

●教育認定を受けた子どもの利用者負担額（幼稚園部分）

- ① 給食費を実費徴収している点に留意
- ② 負担増となる階層については一定の激変緩和措置（経過措置）
- ③ 保護者負担軽減補助金（都補助）の取扱いが決定されるまで仮置き

●共通

- ① 現行の利用者負担額の水準を基本
- ② 両者のバランスを考慮
- ③ 低所得世帯に対する実費徴収に係る補足給付を検討
- ④ 多子世帯の保護者負担軽減を考慮

2 学童保育所に係る利用者負担について

(1) 審議経過

- 子ども・子育て支援新制度において、放課後児童健全育成事業（学童保育所）の対象年齢が、小学校6年生まで拡大されることとなった。また、国が定める基準を踏まえ、市が放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を条例で定めることとされ、事業の事前届出制度が創設された。
- 本市の現状に目を向けてみると、全ての小学校区に公設学童保育所の設置や延長保育の実施、入所要件の拡充など保育の質の維持、向上を図ってきたところである。
- 入所申込者数の増加に伴い待機児童数も年々増加しており、新たな施設の整備や放課後子ども教室をはじめとした他の健全育成事業との連携を図りつつ総合的な放課後対策に取り組むことが求められている。
- 本審議会の事業部会では、このような現状を踏まえて、本市の学童保育所の利用者負担について、調査審議を重ねてきたところである。
- 国が示している経費の負担割合に基づく学童保育所の利用者負担額では、児童1人当たりの月額費用額は、ほぼ同額程度で推移している。また、利用者負担水準の他市比較においては、多摩26市のうちほぼ中位に位置している。
- 新制度移行後（27年度以降）は職員配置基準の変更による職員増が見込まれ、運営費（指定管理料）の人件費分が増額となる見込みである。また、国や都からの財政支援が明確にされていない状況ではあるが、新制度移行後の児童1人当たりの月額費用額は、増額することも予想される。
- 他市と比較したサービスの充実度合いなども踏まえて、次のとおり中間答申とする。

(2) 利用者負担額の考え方

利用者負担額の設定については、次の視点に基づき定めていただきたい。

●学童保育所保育料

- ① 受益者負担の観点から保育料の引き上げも含めた検討
- ② 子育て世帯への負担軽減への配慮

●学童保育所保育料の減免

- ① 応能負担の考え方を取り入れた減額及び免除の検討

●多子軽減・ひとり親家庭

- ① 子育て世帯への負担軽減のため、多子軽減の拡充検討
- ② ひとり親家庭に対する配慮

学童保育所 保育料 負担割合

<東京都26市比較>

	24年度学童クラブ決算額（施設整備費等含）							
	決算額 （円）	特定財源					一般財源 （円）	%
		保護者負担金 （円）	%	都補助金 （円）	%	その他 （円）		
A市	100,037,477	36,629,530	37%	32,397,000	32%	0	31,010,947	31%
B市	76,274,412	22,622,000	30%	32,007,000	42%	0	21,645,412	28%
C市	87,209,056	22,875,750	26%	36,460,000	42%	0	27,873,306	32%
D市	478,301,444	114,302,600	24%	177,208,000	37%	2,100,000	184,690,844	39%
E市	302,877,902	63,310,900	21%	100,215,000	33%	0	139,352,002	46%
F市	185,822,335	36,867,000	20%	31,792,000	17%	0	117,163,335	63%
G市	236,101,603	46,349,500	20%	74,876,000	32%	993,757	113,882,346	48%
H市	252,176,255	48,493,000	19%	49,892,000	20%	1,970,000	151,821,255	60%
I市	182,895,156	34,784,000	19%	34,218,000	19%	0	113,893,156	62%
J市	159,306,519	29,150,000	18%	43,085,000	27%	0	87,071,519	55%
K市	188,123,485	34,000,000	18%	46,654,000	25%	0	107,469,485	57%
L市	336,740,086	59,538,875	18%	131,912,000	39%	400	145,288,811	43%
M市	1,099,342,836	188,948,000	17%	332,363,000	30%	0	578,031,836	53%
八王子市	1,818,783,326	311,318,250	17%	634,279,086	35%	21,400,000	851,785,990	47%
N市	236,078,555	39,310,000	17%	52,550,000	22%	0	144,218,555	61%
O市	501,755,037	81,043,500	16%	156,264,000	31%	0	264,447,537	53%
P市	124,719,950	17,453,500	14%	49,682,000	40%	0	57,584,450	46%
Q市	586,538,682	81,355,100	14%	109,798,000	19%	0	395,385,582	67%
R市	462,085,030	57,238,500	12%	82,697,000	18%	0	322,149,530	70%
S市	148,310,307	17,367,000	12%	41,769,000	28%	0	89,174,307	60%
T市	668,798,577	75,759,600	11%	135,390,000	20%	0	457,648,977	68%
U市	174,614,665	19,312,420	11%	38,407,000	22%	0	116,895,245	67%
V市	481,288,641	53,137,000	11%	101,866,000	21%	0	326,285,641	68%
W市	346,343,794	36,754,000	11%	8,498,000	2%	0	301,091,794	87%
X市	620,775,266	61,062,500	10%	192,078,000	31%	0	367,634,766	59%
Y市	802,248,515	68,813,600	9%	174,765,000	22%	0	558,669,915	70%

<中核市比較>

	24年度学童クラブ決算額							
	決算額 （円）	特定財源				一般財源 （円）	%	
		保護者負担金 （円）	%	府・県補助金 （円）	%			
A市	990,578,660	510,880,102	52%	114,760,000	12%		364,938,558	37%
B市	630,449,232	296,486,500	47%	85,713,000	14%		248,249,732	39%
C市	351,767,197	150,022,900	43%	78,548,000	22%		123,196,297	35%
D市	279,088,724	111,327,000	40%	51,448,666	18%		116,313,058	42%
E市	483,268,237	189,419,000	39%	65,310,000	14%		228,539,237	47%
F市	569,217,000	214,332,000	38%	96,015,000	17%		258,870,000	45%
G市	512,708,147	188,019,390	37%	91,496,000	18%		233,192,757	45%
H市	859,922,105	315,059,500	37%	97,545,000	11%		447,317,605	52%
I市	535,685,860	192,947,860	36%	97,315,000	18%		245,423,000	46%
J市	236,533,818	85,590,000	36%	43,700,000	18%		107,243,818	45%
K市	497,278,269	150,158,500	30%	81,599,000	16%		265,520,769	53%
L市	455,969,939	136,133,000	30%	54,025,000	12%		265,811,939	58%
M市	218,227,600	57,689,000	26%	50,613,000	23%		109,925,600	50%
N市	572,057,357	138,746,500	24%	92,471,000	16%		340,839,857	60%
O市	170,264,058	40,959,600	24%	42,616,000	25%		86,688,458	51%
P市	167,047,876	37,911,500	23%	31,411,000	19%		94,725,376	57%
Q市	445,367,077	88,709,500	20%	56,955,000	13%		299,702,577	67%
R市	439,925,684	85,176,500	19%	103,148,000	23%		251,601,184	57%
八王子市	1,818,783,326	311,318,250	17%	634,279,086	35%		851,785,990	47%
S市	391,102,095	59,747,900	15%	103,686,000	27%		227,668,195	58%

小学生の保護者アンケート(問38自由記述欄)から得た

学童保育所保育料に関する意見

1 年収層別 意見内容

年収層	利用者数	意見数	
1	～200	23	
2	～400	26	1 ひとり親の保育料の負担軽減
3	～600	34	1 負担増でも構わないので質を改善してほしい
4	～800	40	
5	～1000	28	
6	1000～	11	1 負担増でも構わないので質を改善してほしい
計	162	3	

2 記述内容

収入層	学年	問38意見
2	5年生	☆母子家庭なのですが、年収が300万近いと受けられない手当があるので年収の上限をもう少し上げて欲しいです。学童保育に入りましたが、夫婦で働いている人と同じ保育料を払うので納得いかなかったです。2年生の始めくらいでやめて1人で留守番させました。給食費や雑費も収入に合わせて計算して欲しいです。☆歩きタバコをきちんと禁止して欲しいです。子供に当たりそうで恐いし、私自身も人が吐いた煙を吸いたくないです。あと吸いガラを下水の溝などに捨てたり道に捨てるのを子供も見えています。学校の行事で、町のゴミ拾いをするとタバコの吸いガラだらけです。本当に気分が悪いです。よろしくお願いします。
3	3年生	金額が2～3倍になっても構わないので校庭のある公立施設での学童保育を2014年～:6年生まで(横浜市同様継続してほしい)
6	4年生	・学校の設備が古く、トイレ等も不衛生。もう少しお金もかけて欲しい。今時、学校よりも汚いトイレは見かけないです。・23区と比べると、子供の居場所も少なく手当等も見劣りします。(所得制限、放課後子ども教室など)・八王子は広く、市中心部のサービスは人口の多いニュータウン住民は利用できません。児童館もなく、不公平さえ感じます。ニュータウン地域、京王線沿線住民へのサービスを全体に見直して下さい。・学童保育所のスタッフはとてよく、サービス内容に感謝しています。設備が古くゴキブリがよく出るのは本当にかわいそうですし不衛生です。利用料金をもっと上げてよい(所得に応じて上げてよいと思います)ので改善して下さい。